

**弁護士 山下江の
実務に役立つ
企業法務の基礎**

第39回

該当すれば、株主総会では報告をすれば足ります。

一定の要件を満たせば、株主による議題提案権や議案提案権も認められています。

会社のしくみ（5） 株主総会について

株主総会とその権限

株主総会とは、株主により構成される株式会社の最高意思決定機関です。株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができます。ただし、取締役会設定期間ににおいては、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができます。

計算書類（貸借対照表や損益計算書など）の承認は、原則株主総会の決議事項ですが、取締役会設置会社で会計監査人設置会社については、一定の要件に

原則として、取締役が招集します。ただし、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集を請求することができます（定款で異なる定めをすることができます）。

招集通知は、原則として株主総会の日の2週間前までに、株主に対して書面又は電磁的方法によりその通知を発しなければなりません。ただし、非公開会社は、1週間前までに通知を発送すればよく、定款においてそれを短縮することも可能です。また、株主全員の同意があるときは招集手続を省略できます。

株主総会の招集

株主は原則として、その有する株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、2社が相互に株式を保有している場合（「相互保有株式」）には、一定の条件下で制限があります。また、自己株式には、議決権はありません。

決議の種類（3つ）

普通決議・議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席したその株主の議決権の過半数をもって決議を行うものです。対象となる決議事項としては、①自己株式の取得（例外あり）、②役員（取締役、会計参与及び監査役）及び会計監査人の選任、不再任、解任、③役員の報酬、④余剰金の配当等です。

特別決議・議決権を行使する

②特定の株主からの自己株式買取り

③募集新株予約権の割当て

④定款の変更

⑤解散等 です。

特殊決議・議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、その株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の多数もつて行う決議です。対象となる決議事項としては、①株式の全部を譲渡制限株式とする旨の定款変更等があります。

半数（3分の1以上の割合を定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席したその株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数によるものです。

対象となる決議事項としては、

① 株式会社又は指定買取人による譲渡制限株式の買い取り

② 特定の株主からの自己株式買



山下江法律事務所 Yamashita Kei Law Office

契約書 債権回収 労務問題など
企業法務専門サイトあります

<http://www.hiroshima-kigyo.com> 山口県 日本
予約電話受付  相談予約専用 な や み よ ま る <
年中無休 フリーキャラル 0120-7834-09
7~24 時 携帯・PHS OK ◆相談料: 30 分 5,000 円 ◆債務整理相談料無料
◆交通事故初回 1 時間相談料無料

広島最大級！「親切な相談・適切な解決」をモットーに、機動力と総合力で企業トラブルを解決

〒730-0012 岐阜市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江